

# 平成27年度 確定申告は期限内に

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の期間は、2月16日（火）～3月15日（火）です。

作成済みの所得税の還付申告書は、税務署窓口にて1月4日（月）から提出できます。

## ◎申告に関する相談等

1月4日（月）から3月15日（火）の期間については、税務署内に申告書作成会場はありませんので、確定申告のご相談は左記期間にラスカホール会場をご利用ください。

開設時間	場所
2/8（月）～3/15（火） ※土・日・祝日除く。 ただし、2/21（日）、 2/28（日）は開設。	平塚駅ビル6F ラスカホール
【相談受付】 8:30～16:00	
【相談時間】 9:00～17:00	
【提出のみ】 8:30～17:00	

## ◎確定申告書の送付について

平成27年分の確定申告書は、1月下旬の発送予定です。平成26年分以前に確定申告書

をパソコン（国税庁ホームページ等）で作成された方のうち、平成27年分も確定申告が必要だと思われる方には、税務署から申告書の送付に代えて、「お知らせハガキ」等で申告に必要な情報をお知らせします。

## ◎確定申告書の窓口配布

税務署では1月4日（月）から、役場税務課窓口及び国府支所では1月27日（水）～3月15日（火）（土日祝除く平日開庁時間）、確定申告書の配布を行っています。

## ◎年金所得者の申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要です。（所得税還付を受けるためには申告が必要ですが。）

ただし次のような場合は、町・県民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等以外の所得がある場合。
- ② 「公的年金等の源泉徴収票」

に記載されている控除以外の各種控除がある場合。（申告されないと町・県民税が高くなる可能性があります。）※町の確定申告受付会場の日程等は広報2月号に掲載します。

## ◎申告・納付期限

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日（火）
- ・個人事業者の消費税 3月31日（木）

## 国税庁ホームページの案内

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で作成したデータは、印刷して書面で提出するか、e-Taxを利用して送信・提出できます。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.nta.go.jp/>

## 問 平塚税務署

☎ 22-11400  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎ 0570-01-5901

# 固定資産税の申告・届出は忘れずに

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋及び償却資産を所有されている方に課税されます。次に該当する方で、町への申告・届出がされていない場合は、2月1日（月）までに申告・届出をお願いします。

## 土地・家屋を所有されている方

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなられたのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・未登記家屋を相続・売買等により取得された場合
- ・家屋を平成27年中に新築・増築され、町の家屋調査が済んでいない場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

## 償却資産を所有されている方

1月1日現在の償却資産の状況について（資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等）、申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対

象になりません。

- ・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの（いわゆる小額償却資産）
- ・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却する場合（いわゆる一括償却資産）

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などの資産で、他の税（自動車・軽自動車税等）の対象とならない有形固定資産をいいます。

## その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細については、お問い合わせください。

## 問 税務課

☎ 内線255・256